県章

和歌山県報

発行　和　歌　山　県
和歌山市小松原通一丁目１番地
毎週火、金曜日発行

目　　次（＊については県例規集登載事項）

（取扱課室名）　ページ

○　規則
＊42　和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則　（行政改革課）..... 1
＊43　和歌山県税規則等の一部を改正する規則　（税務課）..... 2
＊44　和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則　（会計課）..... 39
＊45　和歌山県財務規則の一部を改正する規則　（　〃　）..... 39
＊46　和歌山県指定金融機関等事務取扱規則の一部を改正する規則　（　〃　）..... 41

○　告示
518　令和元年和歌山県告示第422号（個人の事業税、自動車税及び不動産取得税に係る徴収金の収納の事務の委託）の一部改正　（税務課）..... 42

○　訓令
＊19　事務決裁規程の一部を改正する訓令　（行政改革課）..... 42
＊20　和歌山県税規程及び和歌山県税収入事務規程の一部を改正する訓令　（税務課）..... 43

○　会計管理者訓令
＊1　和歌山県つり銭用資金取扱規程の一部を改正する訓令　（会計課）..... 47

規　　則

和歌山県規則第42号

和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年9月30日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則

和歌山県行政組織規則（昭和63年和歌山県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（総務部各課の任務及び所掌事務） 第15条　総務部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。 総務課～財政課　略 税務課 税務課は、県税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。 (1)～(4)　略 (5)　<u>自動車税の環境性能割及び種別割並びに軽自動車税の環境性能割</u>の証紙の売りさばきに関すること。 (6)～(9)　略 市町村課～災害対策課　略 （和歌山県税事務所自動車税・間税課の所掌事務） 第76条　和歌山県税事務所自動車税・間税課の所掌事務は、次のとおりとする。	（総務部各課の任務及び所掌事務） 第15条　総務部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。 総務課～財政課　略 税務課 税務課は、県税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。 (1)～(4)　略 (5)　<u>自動車税及び自動車取得税</u>の証紙の売りさばきに関すること。 (6)～(9)　略 市町村課～災害対策課　略 （和歌山県税事務所自動車税・間税課の所掌事務） 第76条　和歌山県税事務所自動車税・間税課の所掌事務は、次のとおりとする。

⑴　自動車税の種別割の賦課に関すること。

⑵　略

（紀北県税事務所等の課税課の所掌事務）
第81条　紀北県税事務所等の課税課の所掌事務は、次のとおりとする。
⑴　県税（個人の県民税、個人の事業税、不動産取得税、自動車税の種別割及び軽油引取税（地方税法第１４４条の21第１項及び第２項の規定による免税証及び免税軽油使用者証の交付に関する事務に限る。）に限る。）の賦課に関すること。
⑵～⑷　略

（部長、課長等）
第２１１条　略
２　略
３　第１項に定めるもののほか、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる本庁の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
略		
税務課	分室長	上司の命を受け、自動車税の環境性能割及び種別割並びに軽自動車税の環境性能割の証紙徴収に関する事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
略		

⑴　自動車税及び自動車取得税の賦課に関すること。
⑵　略

（紀北県税事務所等の課税課の所掌事務）
第81条　紀北県税事務所等の課税課の所掌事務は、次のとおりとする。
⑴　県税（個人の県民税、個人の事業税、不動産取得税、自動車税及び軽油引取税（地方税法第１４４条の21第１項及び第２項の規定による免税証及び免税軽油使用者証の交付に関する事務に限る。）に限る。）の賦課に関すること。
⑵～⑷　略

（部長、課長等）
第２１１条　略
２　略
３　第１項に定めるもののほか、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる本庁の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
略		
税務課	分室長	上司の命を受け、自動車税及び自動車取得税の証紙徴収に関する事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
略		

附　則

（施行期日）
1　この規則は、令和元年10月1日から施行する。

（自動車取得税に関する経過措置）
2　この規則の施行の日（次項及び附則第4項において「施行日」という。）前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）
3　この規則による改正後の和歌山県行政組織規則（次項において「新規則」という。）の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。
4　新規則の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和元年度分の施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和2年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和元年度分までの同日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。

和歌山県規則第43号

和歌山県税規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年9月30日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

和歌山県税規則等の一部を改正する規則

（和歌山県税規則の一部改正）

第1条　和歌山県税規則（昭和25年和歌山県規則第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（徴収猶予の申請手続等） 第５条の２　略 ２・３　略 ４　県税事務所の長は、法第15条第１項、同条第２項、同条第４項、法第72条の38の２第１項、同条第５項、同条第６項、同条第７項において準用する同条第５項、条例第42条の25第１項、条例第42条の27の２第２項、条例第42条の27の３第２項、法第144条の29若しくは条例第71条第２項の規定により徴収猶予をする場合又は法第15条の３、法第72条の38の２第８項、同条第９項、条例第42条の26、条例第42条の27の２第３項、条例第42条の27の３第４項若しくは条例第71条第５項の規定により徴収猶予を取り消す場合においては、それぞれ徴収猶予通知書又は徴収猶予取消通知書により通知しなければならない。 ５・６　略	（徴収猶予の申請手続等） 第５条の２　略 ２・３　略 ４　県税事務所の長は、法第15条第１項、同条第２項、同条第４項、法第72条の38の２第１項、同条第５項、同条第６項、同条第７項において準用する同条第５項、条例第42条の25第１項、条例第42条の27の２第２項、条例第42条の27の３第２項、条例第51条第２項若しくは法第144条の29の規定により徴収猶予をする場合又は法第15条の３、法第72条の38の２第８項、同条第９項、条例第42条の26、条例第42条の27の２第３項、条例第42条の27の３第４項若しくは条例第51条第５項の規定により徴収猶予を取り消す場合においては、それぞれ徴収猶予通知書又は徴収猶予取消通知書により通知しなければならない。 ５・６　略
（徴収の引継ぎ等） 第５条の２の６　略 ２・３　略 ４　知事は、自動車税の環境性能割に係る未納の徴収金がある場合は、当該徴収金に係る自動車の主たる定置場の所在地を所管する県税事務所の長に対し、その徴収を嘱託するものとする。ただし、特に必要と認めるときは、この限りでない。	（徴収の引継ぎ等） 第５条の２の６　略 ２・３　略 ４　知事は、自動車取得税に係る未納の徴収金がある場合は、当該徴収金に係る自動車の主たる定置場の所在地を所管する県税事務所の長に対し、その徴収を嘱託するものとする。ただし、特に必要と認めるときは、この限りでない。
（ゴルフ場利用税に係る税率軽減の要件等） 第７条の２　略 ２　条例第42条の37第３項第２号の規則で定めるものは、次に掲げるもののいずれかに該当するものとする。 ⑴　略 ⑵　スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第26条第１項に規定する国民スポーツ大会（第７条の５の２第２項第３号において「国民スポーツ大会」という。）、同大会の予選会及びこれらに準ずるものとして前項各号に掲げる競技会（以下この号及び次条において「国民スポーツ大会等」という。）の練習（当該国民スポーツ大会等の主催者が当該国民スポーツ大会等の一環として練習日及び練習場所を指定している場合における当該練習日の当該練習場所における練習に限る。）としての利用	（ゴルフ場利用税に係る税率軽減の要件等） 第７条の２　略 ２　条例第42条の37第３項第２号の規則で定めるものは、次に掲げるもののいずれかに該当するものとする。 ⑴　略 ⑵　スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第26条第１項に規定する国民体育大会（第７条の５の２第２項第３号において「国民体育大会」という。）、同大会の予選会及びこれらに準ずるものとして前項各号に掲げる競技会（以下この号及び次条において「国民体育大会等」という。）の練習（当該国民体育大会等の主催者が当該国民体育大会等の一環として練習日及び練習場所を指定している場合における当該練習日の当該練習場所における練習に限る。）としての利用
（ゴルフ場利用税に係る税率軽減の承認申請） 第７条の３　条例第42条の37第４項の規定により、同条第３項の適用の承認を受けようとする場合には、同項第１号に規定するゴルフ場の経営者等及び同項第２号に規定する国民スポーツ大会等の主催者は、当該ゴルフ場の利用の日の５日前までに、ゴルフ場利用税の税率軽減承認申請書を和歌山県税事務所長に提出しなければならない。 ２　略	（ゴルフ場利用税に係る税率軽減の承認申請） 第７条の３　条例第42条の37第４項の規定により、同条第３項の適用の承認を受けようとする場合には、同項第１号に規定するゴルフ場の経営者等及び同項第２号に規定する国民体育大会等の主催者は、当該ゴルフ場の利用の日の５日前までに、ゴルフ場利用税の税率軽減承認申請書を和歌山県税事務所長に提出しなければならない。 ２　略
（ゴルフ場の非課税利用の取扱い） 第７条の５の２　略 ２　条例第42条の36の２の規則で定める証明書等の提示又は提出は、次の各号の区分によるもの	（ゴルフ場の非課税利用の取扱い） 第７条の５の２　略 ２　条例第42条の36の２の規則で定める証明書等の提示又は提出は、次の各号の区分によるもの

とする。
⑴・⑵　略
⑶　法第75条の３第１号によるゴルフ場の利用国民スポーツ大会又はその予選会である旨を知事又は県の教育委員会が証するものの提出
⑷　略

（条例第68条第４項の規則で定めるもの）
第７条の５の３　条例第68条第４項に規定する規則で定めるものは、道路運送車両法（昭和26年法律第１８５号）第13条の規定による登録の申請とする。

（自動車税の減免に係る身体障害者等の範囲）

第７条の５の４　条例第73条の２第１項第１号及び第73条の13第１項第１号の身体障害者等のうち規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
⑴　身体障害者　身体障害者福祉法第15条第４項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の中欄又は右欄に定める身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第５号に定める障害の級別に該当する障害を有するもの

障害の区分	条例第73条の２第１項第１号ア及び第73条の13第１項第１号アに該当する者の障害の級別	条例第73条の２第１項第１号イ及びウ並びに第73条の13第１項第１号イ及びウに該当する者の障害の級別
略		

⑵　戦傷病者　戦傷病者特別援護法第４条第１項又は第２項の規定による戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の中欄又は右欄に掲げる恩給法（大正12年法律第48号）別表第１号表の２に定める重度障害の程度又は同法別表第１号表の３に定める障害の程度に該当する障害を有するもの

障害の区分	条例第73条の２第１項第１号ア及び第73条の13第１項第１号アに該当する者の重度障害の程度又は障害の程度	条例第73条の２第１項第１号イ及びウ並びに第73条の13第１項第１号イ及びウに該当する者の重度障害の程度又は障害の程度
略		

⑶・⑷　略

（特別の仕様又は構造変更の範囲）
第７条の５の５　条例第73条の２第１項第２号及び第73条の13第１項第２号の規則で定める特別の仕様は、特種用途自動車のうち車椅子を昇降させ、若しくは固定させる装置又は浴槽及びそ

とする。
⑴・⑵　略
⑶　法第75条の３第１号によるゴルフ場の利用国民体育大会又はその予選会である旨を知事又は県の教育委員会が証するものの提出
⑷　略

（自動車取得税又は自動車税の減免に係る身体障害者等の範囲）
第７条の５の３　条例第55条第１項第１号及び第69条第１項第１号の身体障害者等のうち規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
⑴　身体障害者　身体障害者福祉法第15条第４項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の中欄又は右欄に定める身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第５号に定める障害の級別に該当する障害を有するもの

障害の区分	条例第55条第１項第１号ア及び第69条第１項第１号アに該当する者の障害の級別	条例第55条第１項第１号イ及びウ並びに第69条第１項第１号イ及びウに該当する者の障害の級別
略		

⑵　戦傷病者　戦傷病者特別援護法第４条第１項又は第２項の規定による戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の中欄又は右欄に掲げる恩給法（大正12年法律第48号）別表第１号表の２に定める重度障害の程度又は同法別表第１号表の３に定める障害の程度に該当する障害を有するもの

障害の区分	条例第55条第１項第１号ア及び第69条第１項第１号アに該当する者の重度障害の程度又は障害の程度	条例第55条第１項第１号イ及びウ並びに第69条第１項第１号イ及びウに該当する者の重度障害の程度又は障害の程度
略		

⑶・⑷　略

（特別の仕様又は構造変更の範囲）
第７条の５の４　条例第55条第１項第２号及び第69条第１項第２号の規則で定める特別の仕様は、特種用途自動車のうち車椅子を昇降させ、又は固定させる装置並びに浴槽及びその付帯設備

の付帯設備を備えた仕様とし、条例第73条の２第１項第２号及び第73条の13第１項第２号の規則で定める構造変更は、自動車にこれらの装置等を装着し、又は設置することによって行う構造変更とする。

２　条例第73条の２第１項第３号の規則で定める特別の仕様は、車椅子を昇降させ、若しくは固定させる装置、浴槽及びその付帯設備、昇降装置付き回転座席、スロープ板又は車高調整機能に係る装置を備えた仕様とし、同号の規則で定める構造変更は、自動車にこれらの装置等を装着し、又は設置することによって行う構造変更とする。

３　条例第73条の２第１項第４号の規則で定める特別の仕様は、運転装置、制御装置等が専ら身体障害者等が運転するための特別の仕様とし、同号の規則で定める構造変更は、自動車にこれらの装置等を装着することによって行う構造変更とする。

（自動車税の減免限度額）

第７条の５の６　条例第73条の２第１項の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に相当する額とする。

⑴　条例第73条の２第１項第１号に掲げる自動車であって、身体障害者等の運転又は利用に供するために前条第２項又は第３項に規定する特別の仕様又は構造変更が加えられたもの（次号において「構造変更自動車」という。）の取得　２７０万円に当該自動車に係る特別の仕様又は構造変更に要した額を加算した額に当該自動車に係る自動車税の環境性能割の税率を乗じて得た額

⑵　条例第73条の２第１項第１号に掲げる自動車であって、構造変更自動車以外の自動車の取得　２７０万円に当該自動車に係る自動車税の環境性能割の税率を乗じて得た額

⑶　条例第73条の２第１項第２号に掲げる自動車の取得　当該自動車に係る自動車税の環境性能割の額

⑷　条例第73条の２第１項第３号又は第４号に掲げる自動車の取得　当該自動車に係る特別の仕様又は構造変更に要した額に当該自動車に係る自動車税の環境性能割の税率を乗じて得た額

２　条例第73条の13第１項の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に相当する額とする。

⑴　普通徴収の方法によって徴収されるものにあっては納期限、証紙徴収の方法によって徴収されるものにあっては県が発行する証紙をもってその税金を払い込むこととされている日の翌日から起算して１月を経過する日までに申請があったとき　総排気量が1．5リットルを超え2．0リットル以下の自家用の乗用車（三輪の小型自動車に属するものを除く。）に課すべき自動車税の種別割の額（法第１７７条の10又は条例附則第16項、第16項の４若しくは第16項の５の規定の適用を受けるものにあっては、当該額）

⑵　前号に規定する期日後に申請があったとき　当該自動車に係る自動車税の種別割の額と前号に定める額のいずれか少ない額を申請があった日の属する月の翌月から月割りによって計算して得た額

を備えた仕様とし、条例第55条第１項第２号及び第69条第１項第２号の規則で定める構造変更は、自動車にこれらの装置等を装着し、又は設置することによって行う構造変更とする。

２　条例第55条第１項第３号の規則で定める特別の仕様は、車椅子を昇降させ、又は固定させる装置、浴槽及びその付帯設備、昇降装置付き回転座席、スロープ板並びに車高調整機能に係る装置を備えた仕様とし、同号の規則で定める構造変更は、自動車にこれらの装置等を装着し、又は設置することによって行う構造変更とする。ただし、スロープ板及び車高調整機能に係る装置については、超低床型バスに装着されるものに限る。

３　条例第55条第１項第４号の規則で定める特別の仕様は、運転装置、制御装置等が専ら身体障害者等が運転するための特別の仕様とし、同号の規則で定める構造変更は、自動車にこれらの装置等を装着することによって行う構造変更とする。

（自動車税の減免限度額）

第７条の５の５

条例第69条第１項の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額に相当する額とする。

⑴　普通徴収の方法によって徴収されるものにあっては納期限、証紙徴収の方法によって徴収されるものにあっては県が発行する証紙をもってその税金を払い込むこととされている日の翌日から起算して１月を経過する日までに申請があったとき　総排気量が1．5リットルを超え2．0リットル以下の自家用の乗用車（三輪の小型自動車に属するものを除く。）に課すべき自動車税の額（法第１５０条及び条例附則第14項の11の規定の適用を受けるものにあっては、当該額）

⑵　前号に規定する期日後に申請があったとき　当該自動車に係る自動車税の額と前号に定める額のいずれか少ない額を申請があった日の属する月の翌月から月割りによって計算して得た額

（自動車税の減免申請書の提出期限）
第７条の５の７　条例第73条の２第２項及び第３項の減免申請書は、条例第68条第１項の規定により申告書を提出することとされている日の翌日から起算して１月を経過する日までに提出しなければならない。
２　条例第73条の13第２項及び第３項の申請書は、次に掲げる期日までに提出しなければならない。
(1)・(2)　略

（自動車税の減免申請の際に提示すべき書類）
第７条の６　条例第73条の２第２項及び第73条の13第２項の規則で定める書類は、身体障害者手帳（身体障害者手帳の交付を受けないで、戦傷病者手帳の交付を受けている者にあっては、戦傷病者手帳とする。）、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳とする。

（自動車税の環境性能割に係る更正、決定等に関する通知の手続）
第７条の６の２　知事は、法第１６８条第４項の規定により自動車税の環境性能割に係る更正若しくは決定を通知する場合又は法第１７１条第６項の規定により過少申告加算金額若しくは不申告加算金額の決定を通知する場合若しくは法第172条第５項の規定により重加算金額の決定を通知する場合は、自動車税（環境性能割）更正決定通知書によらなければならない。

（自動車税の種別割に関する証明書）
第８条の３　自動車税の種別割の納税義務者は、道路運送車両法第97条の２に規定する書面又は現に自動車税の種別割を滞納していることが天災その他やむを得ない事由によるものであることを証する書面の交付を申請するときは、自動車税（種別割）納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）交付申請書を県税事務所の長に提出しなければならない。
２　県税事務所の長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、当該自動車に係る自動車税の種別割が現に滞納していないとき又はその滞納していることが天災その他やむを得ない理由によるものであると認めるときは、直ちに自動車税（種別割）納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）を当該申請者に交付しなければならない。
３　略

第９条から第11条の２まで　削除

第11条の３～第11条の５　略

（自動車税の減免申請書の提出期限）
第７条の５の６

条例第69条第２項及び第３項の申請書は、次に掲げる期日までに提出しなければならない。

(1)・(2)　略

（自動車税の減免申請の際に提示すべき書類）
第７条の６　条例第69条第２項の規則で定める書類は、身体障害者手帳（身体障害者手帳の交付を受けないで、戦傷病者手帳の交付を受けている者にあっては、戦傷病者手帳とする。）、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳とする。

（自動車税に関する証明書）
第８条の３　自動車税の納税義務者は、道路運送車両法（昭和26年法律第１８５号）第97条の２に規定する書面又は現に自動車税を滞納していることが天災その他やむを得ない事由によるものであることを証する書面の交付を申請するときは、自動車税納税証明書（継続検査用）交付申請書を県税事務所の長に提出しなければならない。
２　県税事務所の長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、当該自動車に係る自動車税が現に滞納していないとき又はその滞納していることが天災その他やむを得ない理由によるものであると認めるときは、直ちに自動車税納税証明書を当該申請者に交付しなければならない。

３　略

第９条及び第10条　削除

（条例第49条第４項の規則で定めるもの）
第11条　条例第49条第４項に規定する規則で定めるものは、道路運送車両法第13条の規定による登録の申請とする。

（自動車取得税に係る更正、決定等に関する通知の手続）
第11条の２　知事は、法第１２９条第４項の規定により自動車取得税に係る更正若しくは決定を通知する場合又は法第１３２条第６項の規定により過少申告加算金若しくは不申告加算金の決定を通知する場合若しくは法第１３３条第５項の規定により重加算金額の決定を通知する場合は、自動車取得税更正決定通知書によらなければならない。

第11条の３～第11条の５　略

（自動車取得税の減免申請の際に提出すべき書類）
第11条の６　第７条の６の規定は、条例第55条第２項の規則で定める書類について準用する。

（自動車取得税の減免限度額）
第11条の７　条例第55条第１項の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額に相当する額とする。
⑴　条例第55条第１項第１号に掲げる自動車であって、身体障害者等の運転又は利用に供するために第７条の５の４第２項又は第３項に規定する特別の仕様又は構造変更が加えられたもの（次号において「構造変更自動車」という。）の取得　２７０万円に当該自動車に係る特別の仕様又は構造変更に要した額を加算した額に当該自動車に係る自動車取得税の税率を乗じて得た額
⑵　条例第55条第１項第１号に掲げる自動車であって、構造変更自動車以外の自動車の取得　２７０万円に当該自動車に係る自動車取得税の税率を乗じて得た額
⑶　条例第55条第１項第２号に掲げる自動車の取得　当該自動車に係る自動車取得税の額
⑷　条例第55条第１項第３号又は第４号に掲げる自動車の取得　当該自動車に係る特別の仕様又は構造変更に要した額に当該自動車に係る自動車取得税の税率を乗じて得た額

（自動車取得税の減免申請書の提出期限）
第11条の８　条例第55条第２項及び第３項の減免申請書は、条例第49条第１項の規定により自動車取得税申告書を提出することとされている日の翌日から起算して１月を経過する日までに提出しなければならない。

第13条　法令、条例又はこの規則により市町村長、納税義務者、特別徴収義務者等が徴収金を払い込み、若しくは納付し、又は納入する文書等及び知事又は県税事務所の長に提出する報告書、申請書等の書類並びに特別徴収義務者が備え付ける帳簿等で次の各号に掲げるものの様式は当該各号に定めるところによる。
⑴～⑸の４　略
⑸の５　ゴルフ場利用税非課税申出書　別記第５号の５様式
⑹　略
⑺　自動車税（環境性能割）修正申告書　別記第７号様式
⑺の２　譲渡担保財産に係る徴収猶予申告書　別記第７号の２様式
⑺の３　譲渡担保財産に係る自動車税の環境性能割の還付申請書　別記第７号の３様式
⑺の４　性能不良等による自動車税の環境性能割の還付申請書　別記第７号の４様式
⑺の５　身体障害者等に係る自動車税減免申請書　別記第７号の５様式
⑺の６　身体障害者等の利用に供するため構造変更等を行った自動車等に対する自動車税減免申請書　別記第７号の６様式
⑺の７　所有権留保付自動車の買主の住所等報告書　別記第７号の７様式
⑺の８　商品中古自動車に係る自動車税（種別割）減免申請書　別記第７号の８様式
⑺の９　自動車税（種別割）納税済確認証明書交付申請書　別記第７号の９様式

第13条　法令、条例又はこの規則により市町村長、納税義務者、特別徴収義務者等が徴収金を払い込み、若しくは納付し、又は納入する文書等及び知事又は県税事務所の長に提出する報告書、申請書等の書類並びに特別徴収義務者が備え付ける帳簿等で次の各号に掲げるものの様式は当該各号に定めるところによる。
⑴～⑸の４　略
⑸の５　ゴルフ場利用税非課税申出書
⑹　略
⑺　自動車税納税済確認証明書交付申請書　別記第７号様式
⑺の２　所有権留保付自動車の買主の住所等報

⑺の10　自動車税（種別割）納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）交付申請書　別記第７号の10様式	告書　別記第７号の２様式 ⑺の３　自動車税納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）交付申請書　別記第７号の３様式
⑻・⑻の２　略	⑻・⑻の２　略
⑼及び⑽　削除	⑼　自動車取得税修正申告書　別記第９号様式 ⑼の２　譲渡担保財産に係る徴収猶予申告書　別記第９号の２様式 ⑽　譲渡担保財産に係る自動車取得税の還付申請書　別記第９号の３様式 ⑽の２　性能不良等による自動車取得税の還付申請書　別記第９号の４様式 ⑽の３　身体障害者等の利用に供するため構造変更等を行った自動車等に対する自動車税・自動車取得税減免申請書　別記第９号の５様式 ⑽の４　身体障害者等に係る自動車税・自動車取得税減免申請書　別記第９号の６様式 ⑽の５　商品中古自動車に係る自動車税減免申請書　別記第10号様式
⑾～⑾の８　略	⑾～⑾の８　略
第14条　法令、条例又はこの規則により知事又は県税事務所の長が納税義務者、特別徴収義務者、第２次納税義務者、保証人等に交付する納税通知書、通知書、告知書等の文書及び県が作成する用紙、印等で次の各号に掲げるものの様式は、当該各号に定めるところによる。	第14条　法令、条例又はこの規則により知事又は県税事務所の長が納税義務者、特別徴収義務者、第２次納税義務者、保証人等に交付する納税通知書、通知書、告知書等の文書及び県が作成する用紙、印等で次の各号に掲げるものの様式は、当該各号に定めるところによる。
⑴　略	⑴　略
⑴の２　自動車税（種別割）口座振替用納税通知書　別記第11号の２様式	⑴の２　自動車税口座振替用納税通知書　別記第11号の２様式
⑴の３～⑽　略	⑴の３～⑽　略
⑽の２　自動車税（種別割）減額通知書兼過誤納金還付通知書　別記第20号の２様式	⑽の２　自動車税減額通知書兼過誤納金還付通知書　別記第20号の２様式
⑽の２の２　自動車税（種別割）減額通知書兼過誤納金還付及び充当通知書　別記第20号の２の２様式	⑽の２の２　自動車税減額通知書兼過誤納金還付及び充当通知書　別記第20号の２の２様式
⑽の３～⑯　略	⑽の３～⑯　略
⑰及び⑱　削除	⑰から⑲まで　削除
⑲　自動車税（環境性能割）更正決定通知書　別記第29号様式	
⑳　自動車税（種別割）納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）　別記第30号様式	⑳　自動車税納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）　別記第30号様式
⑳の２　自動車税納税済印　別記第30号の２様式	⑳の２　自動車税・自動車取得税納税済印　別記第30号の２様式
⑳の３　軽自動車税（環境性能割）払込通知書　別記第30号の３様式	
⑳の４　軽自動車税（環境性能割）賦課徴収状況報告書　別記第30号の４様式	
⑳の５　軽自動車税の環境性能割の徴収取扱費に関する通知・交付請求書　別記第30号の５様式	
㉑　略	㉑　略
㉒　削除	㉒　自動車取得税更正決定通知書　別記第32号様式
㉓～㉘　略	㉓～㉘　略
２　略	２　略
附　則 （条例附則第15項の規則で定めるもの） ４　条例附則第15項に規定する規則で定めるものは、国土交通大臣が地方バス路線維持のため交付する補助の対象とする路線とする。	附　則 （条例附則第14項の14の規則で定めるもの） ４　条例附則第14項の14に規定する規則で定めるものは、国土交通大臣が地方バス路線維持のため交付する補助の対象とする路線とする。

別記第1号の12様式中「別記第1号の12様式」を「別記第1号の12様式（第13条関係）」に、「税について」を「について」に、「第20条の10第1項」を「第20条の10」に改める。

別記第1号の12の2様式中「別記第1号の12の2様式」を「別記第1号の12の2様式（第13条関係）」に、

「及び地方法人特別税」を「並びに特別法人事業税、地方法人特別税及び軽自動車税の環境性能割」に改める。

別記第1号の13の3様式中「第66条第2項」を「第62条第2項」に改める。

別記第2号の4様式及び別記第2号の4の2様式中「伴う還付（充当）金額」を「伴う還付金額」に改める。

別記第4号の2様式中「第73条の27の3第3項」を「第73条の27の3第1項」に改める。

別記第5号の4様式中

「

生年月日	

」を

「

生年月日	年　月　日

」に、

「国民体育大会等」を「国民スポーツ大会等」に改める。

別記第5号の5様式中

「

生年月日　明 大 昭 平　・　・

」を

「

生年月日　年　月　日

」に、

「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に、「同予選会」を「同大会の予選会」に改める。

別記第7号の3様式中「別記第7号の3様式」を「別記第7号の10様式」に、「自動車税納税証明書交付申請書（継続検査・構造等変更検査用）」を「自動車税（種別割）納税証明書交付申請書（継続検査・構造等変更検査用）」に改め、同様式を別記第7号の10様式とする。

別記第7号の2様式を削る。

別記第7号様式中「別記第7号様式」を「別記第7号の9様式」に、「自動車税納税済確認証明書交付申請書」を「自動車税（種別割）納税済確認証明書交付申請書」に改め、同様式を別記第7号の9様式とし、同様式の前に次の8様式を加える。

別記第7号様式（13条関係）

（表面）

自動車税（環境性能割）修正申告書

年　月　日

和歌山県知事　様

地方税法第161条第2項及び和歌山県税条例第68条第2項の規定に基づき修正申告します。

受付印又は納税済印		登録番号（車両番号又は標識番号）		
納付書番号 第　号		納付税額	修正環境性能割額 A	円
			既に納付の確定した環境性能割額 B	円
修正課税標準額	円		増差税額 A－B	円

納税義務者	住所（所在）			
	氏名（名称）	㊞		
	生年月日	年　月　日	電話番号	
所有者	住所（所在）			
	氏名（名称）			
使用者	住所（所在）			
	氏名（名称）			
定置場				
申告の原因（登録区分）	新規（新車）・新規（中古車）・移転発生・登録換入・変更の発生 番号変更			
取得の原因及び年月日	売買・交換・無償贈与・相続・その他（　　）　年　月　日			
備考				

用途区分	自家用営業用・貨客兼用車・特種用途車 普通小型・観光・乗合・幌付・その他（　　）		種別	軽自動車 四輪 三輪	用途 乗用 貨物 貨客兼用
車名		乗車定員	人（　人）		
最初の登録年	年 自家用 営業用	最大積載量	トン（　トン）	形状 箱型 トラック その他	車名
		総排気量	リットル		型式及び年製
型式		軸距（ホイルベース）	．m		原動機の型式
車台番号					車台番号
原動機型式					総排気量又は定格出力 リットル キロワット
形状		車の仕様			型式認定番号
譲渡した者の住所・氏名					

（裏面）

注　意　事　項

(1)　自動車を取得した者で、既に申告した自動車税（環境性能割）申告書の課税標準額又は税額について不足額があるときは、遅滞なく地方税法及び和歌山県税条例の規定により和歌山県税務課(分室)にこの申告書を提出すると同時に税金を納付してください。

(2)　記載事項については、明確（楷書）に記入し、用紙は折らないで、当該自動車の諸元は、普通自動車にあっては太線枠欄の中央線より左に、軽自動車にあっては右に記入してください。

(3)　この申告書の記載事項について調査したところと異なる場合は、更正され、不足税額のほか各種加算金が課せられます。

(4)　「申告の原因（登録区分）」、「取得の原因及び年月日」及び「用途区分」の各欄は、該当事項を○で囲んでください。また、「取得の原因及び年月日」及び「用途区分」の各欄で「その他」に該当する場合は、(　)内にその詳細を記入してください。

(5)　特種用途車（8ナンバーの自動車）の場合は、「形状」欄に具体的（例えば消防車・タンクローリー・放送宣伝車等）に記入してください。

(6)　「車の仕様」欄には、ドアー数、S．Dの区分別等その他室内設備の特徴を記入してください。

(7)　偽りの申告その他不正の行為によって税額を免れた等の場合には、5年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処せられ、又はこれを併科されます。

(8)　軽自動車税の環境性能割の修正申告にこの申告書を用いる場合は、この様式中「自動車税（環境性能割）」とあるのは「軽自動車税（環境性能割）」と、「地方税法第161条第2項及び」とあるのは「地方税法第455条第2項及び同法附則第29条の11並びに」と読み替えるものとします。

別記第7号の2様式（第13条関係）

譲渡担保財産に係る徴収猶予申告書		
和歌山県知事　様	年　月　日	
	住　所 （所在地）	
	氏　名 （名　称）	㊞
	生年月日	年　月　日
	個人番号又は法人番号	
	電話番号	

地方税法第164条第2項及び和歌山県税条例第71条第2項の規定により、譲渡担保財産に係る自動車税の環境性能割の徴収猶予を申告します。

譲渡担保財産設定者	住　所	
	氏　名	
譲渡担保財産設定年月日	年　月　日	
譲渡担保財産（当該自動車）の取得年月日	年　月　日	
譲渡担保財産（当該自動車）の表示	登録番号（車両番号又は標識番号）	
	車名	
	型式	
	車台番号	
	種別	普　軽　その他
課税標準額（自動車税（環境性能割）申告書記載額）	円	
税額（自動車税（環境性能割）申告書記載額）	円	
備考		

注

1　この申告書は、自動車税（環境性能割）申告書と共に提出すること。

2　「個人番号又は法人番号」欄には、申告者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

　なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載すること。

3　この申告書には、譲渡担保財産設定を証する書類を添付すること。

4　この申告書を軽自動車税の環境性能割の徴収猶予申告に用いる場合は、この様式中「地方税法第164条第2項及び」とあるのは「地方税法第458条第2項及び同法附則第29条の9第1項並びに」と、「自動車税の環境性能割」とあるのは「軽自動車税の環境性能割」と、「自動車税（環境性能割）申告書記載額」とあるのは「軽自動車税（環境性能割）申告書記載額」と読み替えるものとする。

別記第7号の3様式（第13条関係）

譲渡担保財産に係る自動車税の環境性能割の還付申請書			
和歌山県知事　様		年　月　日	
	住　所 （所在地）		
	氏　名 （名　称）	㊞	
	生年月日	年　月　日	
	個人番号又は法人番号		
	電話番号		
地方税法第164条第6項及び和歌山県税条例第71条第6項の規定により、譲渡担保財産に係る自動車税の環境性能割の還付を申請します。			
譲渡担保財産設定者	住　所		
	氏　名		
譲渡担保財産設定年月日	年　月　日		
譲渡担保権者から譲渡担保財産の設定者に当該自動車を移転した年月日	年　月　日		
譲渡担保財産（当該自動車）の表示	登録番号（車両番号又は標識番号）		
	車　名		
	型　式		
	車台番号		
	種　別	普　軽　その他	
還付を受けようとする徴収金額（既に納付した金額）	円	納付書番号	第　号
納付年月日	年　月　日		
備　考			

注

1　「個人番号又は法人番号」欄には、申請者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載すること。

2　この申請書には、譲渡担保財産設定を証する書類を添付すること。

3　この申請書を軽自動車税の環境性能割の還付申請に用いる場合は、この様式中「自動車税の環境性能割」とあるのは「軽自動車税の環境性能割」と、「地方税法第164条第6項及び」とあるのは「地方税法第458条第6項及び同法附則第29条の13並びに」と読み替えるものとする。

別記第7号の4様式（第13条関係）

性能不良等による自動車税の環境性能割の還付申請書		
和歌山県知事　様	年　月　日	
	住　所 （所在地）	
	氏　名 （名　称）	㊞
	電話番号	

地方税法第165条及び和歌山県税条例第72条の規定により、性能不良等による自動車税の環境性能割の還付を申請します。

取得年月日	年　月　日
返還年月日	年　月　日
返還の理由 （なるべく具体的に記入してください。）	

自動車登録番号、車両番号又は標識番号	還付を受けようとする税額		普通車・軽自動車の別
	既納付額	納付書番号	
	円	第　号	普・軽

当該自動車の内容			
車名		乗車定員	人（　人）
型式		最大積載量	トン（　トン）
車台番号		総排気量又は定格出力	リットル キロワット
原動機型式		軸距（ホイルベース）	・ m
形状		軽自動車の四輪、三輪の別及び型式認定番号	

注

1　返還を証明するに足る書類を添付すること。

2　この申請書を軽自動車税の環境性能割の還付申請に用いる場合は、この様式中「自動車税の環境性能割」とあるのは「軽自動車税の環境性能割」と、「地方税法第165条及び」とあるのは「地方税法第459条及び同法附則第29条の13並びに」と読み替えるものとする。

別記第7号の5様式（第13条関係）

（表面）

身体障害者等に係る自動車税減免申請書

年　月　日

和歌山県知事　様

県税事務所長　様

住　所

フリガナ
氏　名　　㊞

（連絡先電話　　）

和歌山県税条例　第73条の2第2項 / 第73条の13第2項　の規定により次のとおり申請します。

減免を受けようとする税目	年度	種別割	普通徴収　・　証紙徴収	
	年度	環境性能割		

申請対象自動車	登録番号					車台番号		
	所有者	住所				氏名		
	使用者	住所				氏名		
	定置場		登録車両	新車 中古車	登録（予定）年月日 年　月　日	種別・用途 排気量		
	使用目的					※自動車は自家用であること		
身体障害者等	住所							
	フリガナ 氏名					生年月日		
	手帳の種類				有効期限			
	番号							
	交付年月日	（再交付　年　月　日）						
	障害の名称及び等級 再認定年月日	（障害の名称）　（等級）　（再認定年月日） 級　年　月　日						
運転者	住所							
	氏名					生年月日		
	身体障害者等との関係			職業				
	運転免許証	第　号	交付年月日 有効年月日			種類		
	運転免許証の付帯条件					構造変更	有・無	

還付先口座	銀行 金庫 組合	本店 支店 支所	預金種類	普通（総合）・当座
			口座番号	
			口座名義人（カナ）	

裏面の注意事項をお読みください。

（裏面）

注　意

1　身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等を常時介護する者によって運転される場合は、福祉事務所、町村、振興局、戦傷病者の援護事務を処理する機関（県援護事務主管部課）又は保健所の長が発行する当該事実を証明する書類を添付してください。

2　この申請書を提出する際は、運転免許証及び身体障害者にあっては身体障害者手帳、戦傷病者にあっては戦傷病者手帳、知的障害者にあっては療育手帳、精神障害者にあっては精神障害者保健福祉手帳を提示してください。

3　申請対象自動車について身体障害者等が利用するための構造変更がある場合、構造変更に要した費用及び変更内容が分かる書面等を添付してください。

4　還付先口座は、還付金が発生した場合に使用します。あなた名義の口座を記入してください。

5　この申請書を軽自動車税の環境性能割の減免申請に用いる場合は、この様式中「自動車税」とあるのは「軽自動車税（環境性能割）」と、「和歌山県税条例第73条の2第2項第73条の13第2項」とあるのは「地方税法第461条及び同法附則第29条の10第1項並びに和歌山県税条例第73条の2第2項」と読み替えるものとする。

別記第7号の6様式（第13条関係）

（表面）

身体障害者等の利用に供するため構造変更等を
行った自動車等に対する自動車税減免申請書

年　月　日

和歌山県知事　様
県税事務所長　様

住　所
氏　名　　㊞
（連絡先電話番号　　）

和歌山県税条例　第73条の2第3項
第73条の13第3項　の規定により次のとおり申請します。

減免を受けようとする税額	年度	種別割	普通徴収分 証紙徴収分	円 円	
	年度	環境性能割	課税標準額 税額	円 円	
申請対象自動車	登録番号		車台番号		
	車名及び型式				
	所有者	住所			
		氏名			
	使用者	住所			
		氏名			
	定置場		取得年月日	・　・　・	種別・用途
	使用目的				

還付先口座	銀行　本店 金庫　支店 組合　支所	預金種目	普通（総合）・当座
		口座番号	
		口座名義人（カナ）	
備考			

添付書類　1　当該自動車に係る売買（リース）契約書の写し
2　特別の仕様により製造又は構造変更が加えられたことを証する書類及び当該変更等に要した費用を証する書類
3　当該自動車の使用目的が分かる書類（施設等の取得の場合）
4　当該自動車を利用する身体障害者等との関係を証明する書類（住民票、健康保険証等）（個人取得の場合（個人が事業の用に供する場合を除く。））
5　車検証の写し（登録済の場合のみ）

裏面の注意事項をお読みください。

（裏面）

注　意

1　個人取得の場合（個人が事業の用に供する場合を除く。）には、当該自動車を利用する身体障害者等が取得されている身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の提示が必要となります。

2　還付先口座は、還付金が発生した場合に使用します。あなた名義の口座を記入してください。

3　この申請書を軽自動車税の環境性能割の減免申請に用いる場合は、この様式中「自動車税」とあるのは「軽自動車税（環境性能割）」と、「和歌山県税条例第73条の2第3項 第73条の13第3項」とあるのは「地方税法第461条及び同法附則第29条の10第1項並びに和歌山県税条例第73条の2第3項」と読み替えるものとする。

別記第7号の7様式（第13条関係）

所有権留保付自動車の買主の住所等報告書

年　月　日

県税事務所長　様

所有権者　住　所
氏　名　㊞

和歌山県税条例第73条の9第4項の規定により下記のとおり報告します。

納税通知書発行時の住所等				調査により判明した住(居)所、電話番号	勤務先又は事務所若しくは事業所の各名称及び所在地、電話番号	当該自動車に係る賦払金の支払場所	当該自動車の所有権を買主へ移転する旨の通知の発送の有無	当該自動車の占有の有無	その他参考事項
登録番号	登録年月日	住所	氏名						

別記第7号の8様式（第13条関係）

受付

商品中古自動車に係る自動車税（種別割）減免申請書　　（コード番号　－　）

県税事務所長　様

年　月　日

申請者住所
（納税義務者）（所在地）
氏名
（名称）　　㊞
代表者名
電話（　）　－　　担当者名

下記の自動車について和歌山県税条例第73条の12の規定により、　　年度の自動車税の種別割（納期限　　年　月　日）の減免を申請します。

なお、当該申請自動車が商品中古自動車であることは、下記に一般財団法人日本自動車査定協会和歌山県支所が証するとおりです。

古物商許可番号　　第　　号

No.	自動車登録番号				所有年月日	車台番号	展示場	※調査			※4月・5月中の売却等		年税額	※減免額
								月日	現・帳		売却等の事由	事由発生月日		
	和 和歌山		カナ		・　・			・	現	帳	抹消・転出 その他（　）	・		
	和 和歌山				・　・			・	現	帳	抹消・転出 その他（　）	・		
	和 和歌山				・　・			・	現	帳	抹消・転出 その他（　）	・		
	和 和歌山				・　・			・	現	帳	抹消・転出 その他（　）	・		
	和 和歌山				・　・			・	現	帳	抹消・転出 その他（　）	・		
	和 和歌山				・　・			・	現	帳	抹消・転出 その他（　）	・		
	和 和歌山				・　・			・	現	帳	抹消・転出 その他（　）	・		
	和 和歌山				・　・			・	現	帳	抹消・転出 その他（　）	・		
	和 和歌山				・　・			・	現	帳	抹消・転出 その他（　）	・		
	和 和歌山				・　・			・	現	帳	抹消・転出 その他（　）	・		
	和 和歌山				・　・			・	現	帳	抹消・転出 その他（　）	・		
	和 和歌山				・　・			・	現	帳	抹消・転出 その他（　）	・		
	和 和歌山				・　・			・	現	帳	抹消・転出 その他（　）	・		
	和 和歌山				・　・			・	現	帳	抹消・転出 その他（　）	・		
	和 和歌山				・　・			・	現	帳	抹消・転出 その他（　）	・		

※印欄は、記載しないこと。

上記の自動車は、商品中古自動車確認証明業務実施要領に定める商品中古自動車であることを証明する。

年　月　日

住　所　和歌山市湊1106番地
支所名　一般財団法人　日本自動車査定協会　和歌山県支所
代表者名　　㊞

別記第9号様式を次のように改める。

別記第9号様式　削除

別記第9号の2様式から別記第9号の6様式までを削る。

別記第10号様式を次のように改める。

別記第10号様式　削除

別記第11号様式（その2）を次のように改める。

別記第11号様式（第14条関係）

（その2）

（表面）

77

和歌山県	自動車税（種別割）

納入領収済通知書

公　通常払込料金加入者負担

取りまとめ銀行　紀陽銀行県庁支店

口座番号	00100—9—967075	加入者名	和歌山県会計管理者	税額	円
収納機関番号		納付番号		納付区分	
納期限		登録番号		確認番号	

33

延滞金額	合計額
□,□□□,□□□円	□□□,□□□,□□□円

課税年度　年度

納付者 住所氏名	様
CVS収納用	収納代行会社　（株）NTTデータ（御注意）バーコードがないものや読み取れないもの、又は金額訂正したものはコンビニエンスストアでは納付できません。

領収日付印

郵便局／金融機関控又は和歌山県／本部控

和歌山県	自動車税（種別割）

原符（払込金受領証）（金融機関控）

公　通常払込料金加入者負担

加入者名　和歌山県会計管理者
口座番号　00100—9—967076

税額	円
延滞金額	円
合計額	円
納付者氏名	様
納付番号	
課税年度	
課税区分	
登録番号	
納期限	
コンビニ取扱期限	

領収日付印

郵便局支払い時にはこの用紙が領収証書となります

郵便局—納税者又は金融機関／店舗控

和歌山県	自動車税（種別割）	納税通知書兼領収証書	収納代行会社　（株）NTTデータ
口座番号	00100—9—967076	納貯コード	金融コード　大口コード
加入者名	和歌山県会計管理者		

様

マルチペイメント納付番号			
課税年度		税率（年税額）	円
登録番号		延滞金	円
納期限		合計	円

上記のとおり納付してください。

上記のとおり領収しました。

県税事務所長　印

領収日付印

問合せは上記県税事務所へ
課税の根拠等は裏面を御覧ください。

収入印紙不要

納税者保管

お支払の際は切り離さずに御提出ください。

自動車税（種別割）納税証明書

（継続検査・構造等変更検査用）

自動車登録番号

上記、自動車に係る自動車税（種別割）は、滞納がないことを証明します。

車台番号	
納税済年度	

本証明書の有効期限

印

証明書は車検時に必要となる場合がありますので、大切に保管してください。

車検用

次のものは無効です。
1. 領収日付印のないもの
2. 登録番号に＊印があるもの
3. 訂正されたもの

領収日付印

納税者保管

（裏面）

★　県税を納付する場所　★

○紀陽、池田泉州、関西みらい、第三、南都、百五、みずほ、三井住友、三菱UFJ、りそなの各銀行

○三井住友信託銀行、三菱UFJ信託銀行

○きのくに信用金庫、新宮信用金庫

○近畿産業信用組合、近畿労働金庫、商工組合中央金庫、なぎさ信用漁業協同組合連合会（和歌山県内の店舗に限る。）、ミレ信用組合、和歌山県医師信用組合、和歌山県信用農業協同組合連合会（各農業協同組合）

○ゆうちょ銀行、郵便局

○和歌山県各県税事務所、伊都・日高・東牟婁の各振興局総務県民課

※Pay-easy対応のATMやインターネットバンキング等からも納付することができます。

※バーコードの記載があるものは、表面コンビニ取扱期限の間に限り、下記コンビニエンスストアで納付することができます。

○セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ファミリーマート、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストアー、ローソン

コンビニ取扱期間は納期限の1か月後です。
〈例〉納期限が5月31日の場合は、翌月の6月30日までとなります。

※金融機関等の名称が変更となっている場合もございますので御了承ください。

1. 課税の根拠
本税は、地方税法第146条並びに和歌山県税条例第59条及び第73条の5の規定により賦課します。

2. 延滞金
納期限を過ぎてから税金を納付されるときは、地方税法の定めるところにより算出した延滞金額を加算して納めてください。
延滞金額は、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6%（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合（注）を乗じて計算した金額（計算した金額の100円未満の端数は切り捨て、計算した金額が1,000円未満であるときは、不要です。）となります。この場合における年当たりの割合は、閏年を含む期間についても、365日当たりの割合です。
（注）　当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6%の割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合と、年7.3%の割合にあっては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）となります。

3. 賦課に不服のある場合
この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して3か月以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の県税事務所長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として（知事が被告の代表者となります。）提起することができることとされています。
なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求のあった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

【和歌山県税事務所】	〒640-8585 和歌山市小松原通1-1（県庁南別館5階）	073-441-3409
【紀北県税事務所】	〒649-6223 岩出市高塚209（那賀総合庁舎内）	0736-61-0067
【紀中県税事務所】	〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅2355-1（有田総合庁舎内）	0737-64-1260
【紀南県税事務所】	〒646-8580 田辺市朝日ヶ丘23-1（西牟婁総合庁舎内）	0739-26-7937

この証明書は、車検を受けるときに必要となる場合がありますので、領収書から切り離して車検証ケースに大切に保管してください。

1.「登録番号」欄に＊印のあるものは過去の自動車税（種別割）（延滞金を含む。）が滞納になっているため、納税証明書として使用することができません。

2.＊印がある場合で納税証明書を必要とするときは、本年度分及び滞納分の自動車税（種別割）（延滞金を含む。）を完納し、領収書持参の上、最寄りの県税事務所に発行を請求してください。

3.＊印を付した日からお手元に届くまでの間に納付がお済みの場合は悪しからず御了承ください。

自動車の下取りや他人への譲渡等以外で、本通知書に記載されている氏名、住所に変更や訂正がある場合は、最寄りの県税事務所に連絡するか、便利な電子申請を御利用ください。
https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010500/sinsei/

別記第11号様式（その4）中「自動車税」を「自動車税（種別割）」に改める。

別記第11号様式（その5）及び（その6）中「提起できる」を「提起することができる」に、「ミレ信用組合、和歌山県医師信用組合、なぎさ信用漁業協同組合連合会（和歌山県内の店舗に限る。）」を「なぎさ信用漁業協同組合連合会（和歌山県内の店舗に限る。）、ミレ信用組合、和歌山県医師信用組合」に、「郵便局、ゆうちょ銀行」を「ゆうちょ銀行、郵便局」に、「伊都、日高、東牟婁振興局総務県民課」を「伊都・日高・東牟婁の各振興局総務県民課」に改める。

別記第11号の2様式中「自動車税納税通知（口座振替分）」を「自動車税（種別割）納税通知（口座振替分）」に、「自動車税納税通知書」を「自動車税（種別割）納税通知書」に、「第145条及び」を「第146条並びに」に、「、第61条」を「及び第73条の5」に、「提起できる」を「提起することができる」に改める。

別記第11号の3様式（その2）中「自動車税」を「自動車税（種別割）」に改める。

別記第16号様式中「提起できる」を「提起することができる」に、「第3条の2第3項後段」を「第13条の2第3項後段」に改める。

別記第16号の15様式中

「別記第16号の15様式（第14条関係）」を「別記第16号の15様式（第14条関係）（表面）」に、

「及び道路交通事業財団」を「、道路交通事業財団及び観光施設財団」に、「提起できる」を「提起することができる」に改め、同様式裏面を次のように改める。

（裏面）

担保の提供手続

1　担保の種類欄の１又は２に掲げる担保のうち振替株式等（社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第２条第１項第12号から第21号までに掲げる社債等で同条第２項に規定する振替機関が取り扱うものをいう。２において同じ。）以外のもの（社債、株式等の振替に関する法律第278条第１項に規定する振替債にあっては、振替国債（その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。））を提供しようとする者は、これを供託してその供託書の正本を提出しなければならない。ただし、登録国債については、その登録を受け、登録済通知書を提出しなければならない。

2　担保の種類欄の２に掲げる担保のうち振替株式等を提供しようとする者は、振替株式等の種類に応じ、当該振替株式等について、社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿の知事の口座の質権欄に増加又は増額の記載又は記録をするための振替の申請をしなければならない。

3　担保の種類欄の３から５までに掲げる担保を提供しようとする者は、抵当権を設定するために必要な文書を提出しなければならない。

4　担保の種類欄の６に掲げる担保を提供しようとする者は、保証人の保証を証する文書を提出しなければならない。

別記第16号の16様式中

「別記第16号の16様式（第14条関係）」を「別記第16号の16様式（第14条関係）（表面）」に、

「及び道路交通事業財団」を「、道路交通事業財団及び観光施設財団」に、「提起できる」を「提起することができる」に改める。

別記第16号の19様式中

「別記第16号の19様式（第14条関係）」を「別記第16号の19様式（第14条関係）（表面）」に、

「及び道路交通事業財団」を「、道路交通事業財団及び観光施設財団」に、「提起できる」を「提起することができる」に、「第16条の3第1項各号の」を「第16条の3第1項各号に掲げる」に改め、同様式裏面を次のように改める。

（裏面）

担保の提供手続

1　担保の種類欄の１又は２に掲げる担保のうち振替株式等（社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第２条第１項第12号から第21号までに掲げる社債等で同条第２項に規定する振替機関が取り扱うものをいう。２において同じ。）以外のもの（社債、株式等の振替に関する法律第278条第１項に規定する振替債にあっては、振替国債（その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。））を提供しようとする者は、これを供託してその供託書の正本を提出しなければならない。ただし、登録国債については、その登録を受け、登録済通知書を提出しなければならない。

2　担保の種類欄の２に掲げる担保のうち振替株式等を提供しようとする者は、振替株式等の種類に応じ、当該振替株式等について、社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿の知事の口座の質権欄に増加又は増額の記載又は記録をするための振替の申請をしなければならない。

3　担保の種類欄の３から５までに掲げる担保を提供しようとする者は、抵当権を設定するために必要な文書を提出しなければならない。

4　担保の種類欄の６に掲げる担保を提供しようとする者は、保証人の保証を証する文書を提出しなければならない。

5　担保の種類欄の７に掲げる担保を提供しようとする者は、これを供託してその供託書の正本を提出しなければならない。

別記第16号の26様式（その2）中「提起できる」を「提起することができる」に改め、「第40項並びに」を削る。

別記第17号様式及び別記第18号の2様式中「地方法人特別税」を「特別法人事業税」に、「提起できる」を「提起することができる」に改める。

別記第20号様式（その３）中「別記第20号様式（その３）」を「別記第20号様式（第14条関係）（その３）」に、「自動車税減額通知書」を「自動車税（種別割）減額通知書」に、「自　動　車　税」を「自動車税（種別割）」に、「自動車税が」を「自動車税の種別割が」に、「提起できる」を「提起することができる」に改める。

別記第20号の2様式表面中「自動車税減額通知書兼過誤納金還付通知書」を「自動車税（種別割）減額通知書兼過誤納金還付通知書」に改め、同様式裏面中「自動車税」を「自動車税の種別割」に、「提起できる」を「提起することができる」に改める。

別記第20号の2の2様式中「自動車税減額通知書兼過誤納金還付及び充当通知書」を「自動車税（種別割）減額通知書兼過誤納金還付及び充当通知書」に、「提起できる」を「提起することができる」に改める。

別記第26号様式中「国民体育大会等」を「国民スポーツ大会等」に改める。

別記第27号様式から別記第29号様式までを次のように改める。

別記第27号様式及び別記第28号様式　削除

別記第29号様式（第14条関係）

自動車税（環境性能割）更正（決定）通知書

年度別	年度	自動車登録番号 車両番号又は標識番号	
住所			
氏名			

上記の自動車の取得に係る自動車税の環境性能割について、次のとおり更正（決定）しましたので通知します。納付すべき金額を別添の納付書により指定納期限までに県の指定金融機関等の納付場所で納付してください。

課税標準額	既申告による金額	円	当該自動車の内容	車名	
	更正（決定）による金額	円		型式	
税額	既申告による金額	円		車台番号	
	更正（決定）による金額	円		原動機型式	
	差引不足金額Ⓐ	円		形状	
過少申告加算金Ⓑ		円		乗車定員	人（　人）
不申告加算金Ⓒ		円		最大積載量	トン（　トン）
重加算金Ⓓ		円		総排気量又は定格出力	リットル キロワット
合計 Ⓐ+Ⓑ+Ⓒ+Ⓓ		円			
更正（決定）の理由					

指定納期限　　年　　月　　日限り

不足税額については、法定納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6％（指定納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間は、年7.3％）の割合（注）を乗じて計算した金額の延滞金を加算して納付してください。この場合における年当たりの割合は、閏年を含む期間についても、365日当たりの割合です。

（注）平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年中においては、年7.3％の割合にあっては、その年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4％の割合を加算した割合となります。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1％の割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3％の割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6％の割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3％の割合を加算した割合と、年7.3％の割合にあっては当該特例基準割合に年1％の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3％の割合を超える場合には、年7.3％の割合）となります。

年　　月　　日

和歌山県知事　　印

お知らせ	この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して3か月以内に知事に審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として（知事が被告の代表者となります。）提起することができることとされています。 なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考　この通知書を軽自動車税の環境性能割の更正（決定）通知に用いる場合は、この様式中「自動車税（環境性能割）」とあるのは「軽自動車税（環境性能割）」と、「自動車税の環境性能割」とあるのは「軽自動車税の環境性能割」として、同様式を使用する。

別記第30号様式（その1）中「自動車税納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）」を「自動車税（種別割）納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）」に改め、同様式（その2）中「自動車税納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）」を「自動車税（種別割）納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）」に、「自動車税に」を「自動車税（種別割）に」に改め、同様式（その3）中「自動車税納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）」を「自動車税（種別割）納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）」に、「自動車税に」を「自動車税（種別割）に」に、「自動車税の」を「自動車税の種別割の」に改め、同様式（その4）中「自動車税納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）」を「自動車税（種別割）納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）」に、「自動車税は」を「自動車税（種別割）は」に改める。

別記第30号の2様式を次のように改める。

別記第30号の2様式（第14条関係）

備考

(1)　直径2.2センチメートルとする。

(2)　中央の欄は日付とする。

(3)　軽自動車税の環境性能割額に相当する現金の納付を受けた場合は、この様式中「自動車税」とあるのは「軽自動車税（環境性能割）」として、同様式を使用する。

別記第30号の2様式の次に次の3様式を加える。

別記第30号の3様式（第14条関係）

軽自動車税（環境性能割）払込通知書

年　　月　　日

様

和歌山県知事　　印

地方税法附則第29条の12第2項の規定により、下記のとおり軽自動車税の環境性能割に係る徴収金として納付された額を払い込みますので、通知します。

記

年度　　月分	払込額　　円

払込額の内訳		
現年課税分	税額	
	延滞金	
	過少申告加算金	
	不申告加算金	
	重加算金	
	計	
滞納繰越分	税額	
	延滞金	
	過少申告加算金	
	不申告加算金	
	重加算金	
	計	
備考		

別記第30号の4様式（第14条関係）

軽自動車税（環境性能割）賦課徴収状況報告書

年　月　日

様

和歌山県知事　印

地方税法附則第29条の15第1項の規定により、下記のとおり　　年度分の軽自動車税の環境性能割に係る賦課徴収状況について報告します。

記

区分	申告額（ア）		決定額（イ）		納付すべき額（ウ）（（ア）－（イ））		収入額（エ）		不納欠損額（オ）		収入未済額（ウ）－（エ）－（オ）	
	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
現年課税分（1）												
滞納繰越分（2）												
計（1）＋（2）												
延滞金												
過少申告加算金												
不申告加算金												
重加算金												
備考												

備考　収入済額の欄には、過誤納分を（　）で記入すること。

別記第30号の5様式（第14条関係）

軽自動車税の環境性能割の徴収取扱費に関する通知・交付請求書

年　　月　　日

様

和歌山県知事　　印

地方税法施行令附則第15条の２の４第３項の規定により、軽自動車税の環境性能割の徴収取扱費について、下記のとおり通知・請求します。

記

請求金額　金　　円

計算期間	年度分		
地方税法附則第29条の16による区分	金額	地方税法施行令で定める率	交付を受ける金額
払込額	円	5/100	円
過誤納金の還付（充当）金額	円		円
還付加算金額	円		円
計			円

別記第32号様式を次のように改める。

別記第32号様式　削除

別記第34号様式中

「別記第34号様式（第14条関係）」を「別記第34号様式（第14条関係）（表面）」に、

「及び道路交通事業財団」を「、道路交通事業財団及び観光施設財団」に、「提起できる」を「提起することができる」に改める。

別記第37号様式中「第37号様式」を「別記第37号様式（第15条関係）」に改める。

別記第38号様式中「第38号様式」を「別記第38号様式（第15条関係）」に改める。

別記第39号様式中「第39号様式」を「別記第39号様式（第15条関係）」に改める。

（納税貯蓄組合法施行規則の一部改正）

第2条　納税貯蓄組合法施行規則（昭和38年和歌山県規則第58号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式中「自動車税」を「自動車税（種別割）」に改める。

（和歌山県自動車税及び自動車取得税証紙等規則の一部改正）

第3条　和歌山県自動車税及び自動車取得税証紙等規則（昭和45年和歌山県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
和歌山県自動車税証紙等規則 （趣旨） 第１条　この規則は、和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号）第68条及び第73条の８並びに地方税法（昭和25年法律第２２６号）附則第29条の12の規定に基づき、自動車税の環境性能割及び種別割並びに軽自動車税の環境性能割の徴収のために県が発行する和歌山県自動車税証紙及び軽自動車税（環境性能割）証紙（以下単に「証紙」という。）及び証紙代金収納計器（以下「計器」という。）の取扱等に関し必要な事項を定めるものとする。 （領収証書の不発行） 第４条　証紙又は証紙印の押印を受けることにより自動車税の環境性能割及び種別割並びに軽自動車税の環境性能割を徴収したときは、領収証書は、発行しない。 （証紙等取扱手数料） 第６条　知事は、売りさばき人に対し、売りさばき人が当該年度中において買い受けた証紙の券面金額及び押印した証紙印（誤表示によるものを除く。）の押印金額の合計額を次の表の左欄に掲げる金額の区分によって区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を順次適用して計算した金額の合計額に１００分の１１０を乗じて得た額（１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の証紙等取扱手数料を支払うものとする。 略 ２・３　略	和歌山県自動車税及び自動車取得税証紙等規則 （趣旨） 第１条　この規則は、和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号）第49条及び第63条の２の規定に基づき、自動車税及び自動車取得税の徴収のために県が発行する和歌山県自動車税及び自動車取得税証紙（以下「証紙」という。）及び証紙代金収納計器（以下「計器」という。）の取扱等に関し必要な事項を定めるものとする。 （領収証書の不発行） 第４条　証紙又は証紙印の押印を受けることにより自動車税及び自動車取得税を徴収したときは、領収証書は、発行しない。 （証紙等取扱手数料） 第６条　知事は、売りさばき人に対し、売りさばき人が当該年度中において買い受けた証紙の券面金額及び押印した証紙印（誤表示によるものを除く。）の押印金額の合計額を次の表の左欄に掲げる金額の区分によって区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を順次適用して計算した金額の合計額に１００分の１０８を乗じて得た額（１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の証紙等取扱手数料を支払うものとする。 略 ２・３　略

別記第1及び別記第2を次のように改める。

別記第1（第2条関係）

1　形式

印面寸法　縦　2.25センチメートル

横　3.3センチメートル

注　意匠は各紙共通とし、金額は証紙の種類に応じて変えるものとする。

2　種類及び刷色

10円	青	500円	紫
30円	青　緑	1,000円	暗　青
50円	赤　紫	3,000円	茶
100円	緑	5,000円	赤
300円	明るい茶	10,000円	暗　紫

別記第2（第2条関係）

1　形式

2　印面寸法　縦　2.3センチメートル
　　横　6.6センチメートル

別記第1号様式中「自動車税及び自動車取得税証紙等売りさばき人」を「自動車税証紙及び軽自動車税（環境性能割）証紙等売りさばき人」に、「和歌山県自動車税及び自動車取得税証紙規則」を「和歌山県自動車税証紙等規則」に改める。

別記第３号様式中「$\frac{108}{100}$」を「$\frac{110}{100}$」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中和歌山県税規則第7条の2、第7条の3及び第7条の5の2並びに同規則別記第5号の4様式（「国民体育大会等」を「国民スポーツ大会等」に改める部分に限る。）、別記第5号の5様式（「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める部分に限る。）及び別記第26号様式の改正規定　令和5年1月1日

(2) 第1条中和歌山県税規則別記第2号の4様式及び別記第2号の4の2様式の改正規定　令和6年1月1日

（自動車取得税に関する経過措置）

2　この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

3　第1条の規定による改正後の和歌山県税規則（以下「新規則」という。）の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。

4　第3条の規定による改正後の和歌山県自動車税証紙等規則（附則第8項及び第10項において「新証紙等規則」という。）の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。

5　新規則の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和元年度分の施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和2年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和元年度分までの同日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。

6　令和元年度以前の年度分の地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第1条第5号の4に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する自動車税を課されたことがある自動車についての新規則第8条の3第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項中「自動車税の種別割を」とあるのは「令和元年度以前の年度分の旧自動車税（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第1条第5号の4に掲げる規定による改正前の法に規定する自動車税をいう。次項において同じ。）又は自動車税の種別割を」と、同条第2項中「自動車税の種別割」とあるのは「令和元年度以前の年度分の旧自動車税又は自動車税の種別割」とする。

7　第2条の規定による改正後の納税貯蓄組合法施行規則の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和元年度分の施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和2年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和元年度分までの同日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。

8　新証紙等規則の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和元年度分の施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和2年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和元年度分までの同日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。

（地方法人特別税に関する経過措置）

9　新規則別記第17号様式及び別記第18号の2様式は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税と併せて賦課され、又は申告される特別法人事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係

る法人の事業税と併せて賦課され、又は申告される地方法人特別税については、なお従前の例による。

（和歌山県自動車税及び自動車取得税証紙等規則の一部改正に伴う経過措置）

10　この規則の施行の際現に存する第3条の規定による改正前の和歌山県自動車税及び自動車取得税証紙等規則第5条第2項の規定による指定は、新証紙等規則第5条第2項の規定による指定とみなす。

（従前の様式による用紙）

11　この規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

和歌山県規則第44号

和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年9月30日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県会計職員に関する規則（昭和39年和歌山県規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（会計課等の出納員の会計事務） 第９条　略 ２　略 ３　税務課の出納員は、委任事務及び次に掲げる事務をつかさどる。 ⑴　<u>和歌山県自動車税証紙等規則</u>（昭和45年和歌山県規則第23号）第１条に定める証紙及び同規則第５条第３項に定める計器始動標札の出納並びに保管に関すること。 ⑵　略 ４　略	（会計課等の出納員の会計事務） 第９条　略 ２　略 ３　税務課の出納員は、委任事務及び次に掲げる事務をつかさどる。 ⑴　<u>和歌山県自動車税及び自動車取得税証紙等規則</u>（昭和45年和歌山県規則第23号）第１条に定める証紙及び同規則第５条第３項に定める計器始動標札の出納並びに保管に関すること。 ⑵　略 ４　略

附　則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

和歌山県規則第45号

和歌山県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年9月30日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

和歌山県財務規則の一部を改正する規則

和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（収納の手続） 第28条　指定金融機関等、出納員又は収納員は、歳入金を収納したときは、領収証書を納入者に交付するとともに、収納済みの旨を出納機関に通知し、又は報告しなければならない。ただし、次の各号に掲げる歳入金については、領収証書の交付を要しない。 ⑴～⑶　略 ⑷　指定金融機関等の取り扱う電子情報処理組織を使用して、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識するこ	（収納の手続） 第28条　指定金融機関等、出納員又は収納員は、歳入金を収納したときは、領収証書を納入者に交付するとともに、収納済みの旨を出納機関に通知し、又は報告しなければならない。ただし、次の各号に掲げる歳入金については、領収証書の交付を要しない。 ⑴～⑶　略 ⑷　指定金融機関等の取り扱う電子情報処理組織を使用して、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識するこ

とができない方法をいう。以下同じ。）により記載すべき事項を記録した納付書に基づき納付される個人の事業税、不動産取得税、自動車税の種別割及び鉱区税の徴収金
⑸　第29条の３第１項の規定により納付される自動車税の種別割の徴収金及び地方税法第37条の２第１項第１号の寄附金又は法人税法（昭和40年法律第34号）第37条第３項第１号の寄附金のうち、ふるさと和歌山応援基金条例（平成20年和歌山県条例第42号）第１条に規定する目的に賛同し寄附されるもの
⑹　和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号）第68条第４項の規定により納付される自動車税の環境性能割の徴収金
⑺　和歌山県税条例第73条の８の２の規定による徴収の方法により納付される自動車税の種別割の徴収金
⑻～⒂　略
２～６　略

（マルチペイメントネットワークを利用した歳入金の収納等）
第29条の２　指定金融機関等は、マルチペイメントネットワーク（金融機関と収納機関とをネットワークで結ぶことにより、金融機関が提供する手段を利用して歳入金を収納することができ、かつ、その結果が即時に電磁的記録（電磁的方法で作られた記録をいう。）により収納機関に通知される決済基盤をいう。）を利用して、個人の事業税、不動産取得税、自動車税及び鉱区税の徴収金並びに自動車保管場所申請手数料及び自動車保管場所標章交付手数料を収納することができる。
２　歳入徴収者は、納税者が次の各号に掲げる徴収金又は手数料を納付しようとするときは、前項のマルチペイメントネットワークを利用して納付させるものとする。
⑴　指定金融機関等の取り扱う電子情報処理組織を使用して、電磁的方法により記載すべき事項を記録した納付書に基づき納付する個人の事業税、不動産取得税、自動車税の種別割及び鉱区税の徴収金
⑵　和歌山県税条例第68条第４項の規定により納付する自動車税の環境性能割の徴収金
⑶　和歌山県税条例第73条の８の２の規定による徴収の方法により納付する自動車税の種別割の徴収金
⑷　略

（契約保証金の納付の免除）
第93条　契約保証金は、次の各号に掲げる場合においては、その全部又は一部の納付を免除することができる。
⑴～⑹　略
⑺　入札参加資格登録制度に基づく令第１６７条の５又は令第１６７条の11に規定する資格を有する者による競争入札により予定価格に１１０分の１００を乗じて得た金額が５００万円未満である建設工事の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
⑻　略

（整理区分）
第１１４条　歳入歳出外現金は、次の各号に掲げる区分により整理するものとし、その整理の基準は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
⑴　保管金　源泉徴収に係る所得税、社会保険

とができない方法をいう。以下同じ。）により記載すべき事項を記録した納付書に基づき納付される個人の事業税、不動産取得税、自動車税及び鉱区税の徴収金
⑸　第29条の３第１項の規定により納付される自動車税の徴収金及び地方税法第37条の２第１項第１号の寄附金又は法人税法（昭和40年法律第34号）第37条第３項第１号の寄附金のうち、ふるさと和歌山応援基金条例（平成20年和歌山県条例第42号）第１条に規定する目的に賛同し寄附されるもの
⑹　和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号）第49条第４項の規定により納付される自動車取得税の徴収金
⑺　和歌山県税条例第63条の３の規定による徴収の方法により納付される自動車税の徴収金
⑻～⒂　略
２～６　略

（マルチペイメントネットワークを利用した歳入金の収納等）
第29条の２　指定金融機関等は、マルチペイメントネットワーク（金融機関と収納機関とをネットワークで結ぶことにより、金融機関が提供する手段を利用して歳入金を収納することができ、かつ、その結果が即時に電磁的記録（電磁的方法で作られた記録をいう。）により収納機関に通知される決済基盤をいう。）を利用して、個人の事業税、不動産取得税、自動車取得税、自動車税及び鉱区税の徴収金並びに自動車保管場所申請手数料及び自動車保管場所標章交付手数料を収納することができる。
２　歳入徴収者は、納税者が次の各号に掲げる徴収金又は手数料を納付しようとするときは、前項のマルチペイメントネットワークを利用して納付させるものとする。
⑴　指定金融機関等の取り扱う電子情報処理組織を使用して、電磁的方法により記載すべき事項を記録した納付書に基づき納付する個人の事業税、不動産取得税、自動車税及び鉱区税の徴収金
⑵　和歌山県税条例第49条第４項の規定により納付する自動車取得税の徴収金
⑶　和歌山県税条例第63条の３の規定による徴収の方法により納付する自動車税の徴収金
⑷　略

（契約保証金の納付の免除）
第93条　契約保証金は、次の各号に掲げる場合においては、その全部又は一部の納付を免除することができる。
⑴～⑹　略
⑺　入札参加資格登録制度に基づく令第１６７条の５又は令第１６７条の11に規定する資格を有する者による競争入札により予定価格に１０８分の１００を乗じて得た金額が５００万円未満である建設工事の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
⑻　略

（整理区分）
第１１４条　歳入歳出外現金は、次の各号に掲げる区分により整理するものとし、その整理の基準は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
⑴　保管金　源泉徴収に係る所得税、社会保険

料、県民税及び市町村民税、差押物件の公売代金、特別法人事業税、地方法人特別税、軽自動車税の環境性能割、他の地方公共団体の徴収金、交付要求配当金、代位受領金、放置違反金相当金（道路交通法の規定により仮に納付された放置違反金に相当する金額の納付金をいう。以下同じ。）、災害見舞金その他の保管金 (2)・(3)　略 （受入れの方法） 第１１７条　略 ２　前項の場合において、特別法人事業税、地方法人特別税及び放置違反金相当金の受入れに係る受入額報告書の作成及び送付については第45条の規定による収入済額報告書の作成及び送付の例によるものとし、受払月計表の作成及び提出については第46条の規定による歳入月計表の作成及び提出の例によるものとする。 ３　略	料、県民税及び市町村民税、差押物件の公売代金、地方法人特別税、他の地方公共団体の徴収金、交付要求配当金、代位受領金、放置違反金相当金（道路交通法の規定により仮に納付された放置違反金に相当する金額の納付金をいう。以下同じ。）、災害見舞金その他の保管金 (2)・(3)　略 （受入れの方法） 第１１７条　略 ２　前項の場合において、地方法人特別税及び放置違反金相当金の受入れに係る受入額報告書の作成及び送付については第45条の規定による収入済額報告書の作成及び送付の例によるものとし、受払月計表の作成及び提出については第46条の規定による歳入月計表の作成及び提出の例によるものとする。 ３　略

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和元年10月１日から施行する。

（自動車取得税に関する経過措置）

２　この規則の施行の日（次項及び附則第４項において「施行日」という。）前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

３　この規則による改正後の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。

４　この規則による改正後の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和元年度分の施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和２年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和元年度分までの同日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。

和歌山県規則第46号

和歌山県指定金融機関等事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年９月30日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

和歌山県指定金融機関等事務取扱規則の一部を改正する規則

和歌山県指定金融機関等事務取扱規則（平成７年和歌山県規則第87号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（取扱事務の範囲） 第４条　略 ２　指定代理金融機関は、各店舗において、次項に規定する収納事務のほか、別表に定める町村の区域内における和歌山県自動車税（種別割）還付金の支払事務を取り扱うものとする。 ３・４　略 （クレジットカード納付による自動車税の種別割の収納）	（取扱事務の範囲） 第４条　略 ２　指定代理金融機関は、各店舗において、次項に規定する収納事務のほか、別表に定める町村の区域内における和歌山県自動車税還付金の支払事務を取り扱うものとする。 ３・４　略 （クレジットカード納付による自動車税の収納）

第９条の３　総括店は、和歌山県財務規則第29条の３の規定により指定代理納付者から代理納付される自動車税の種別割について、納入義務者が指定代理納付者に納付させることによる収納事務に関し別に知事が定めるところにより処理しなければならない。 （払込金の領収） 第14条　略 ２　略 ３　総括店は、令第158条第１項の規定により歳入金の徴収又は収納事務の委託を受けた者及び令第158条の２第１項の規定により県税の歳入金の収納事務の委託を受けた者並びに地方税共同機構から歳入金の払込みを受けたときは、あらかじめ歳入徴収者から送付される収納済通知書に記載すべき事項を記録した通知書（以下「収納済記録通知書」という。）によってこれを領収しなければならない。	第９条の３　総括店は、和歌山県財務規則第29条の３の規定により指定代理納付者から代理納付される自動車税について、納入義務者が指定代理納付者に納付させることによる収納事務に関し別に知事が定めるところにより処理しなければならない。 （払込金の領収） 第14条　略 ２　略 ３　総括店は、令第158条第１項の規定により歳入金の徴収又は収納事務の委託を受けた者及び令第158条の２第１項の規定により県税の歳入金の収納事務の委託を受けた者から歳入金の払込みを受けたときは、あらかじめ歳入徴収者から送付される収納済通知書に記載すべき事項を記録した通知書（以下「収納済記録通知書」という。）によってこれを領収しなければならない。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和元年10月１日から施行する。

（自動車税に関する経過措置）

２　この規則による改正後の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和元年度分のこの規則の施行の日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和2年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和元年度分までの同日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。

告　　示

和歌山県告示第518号

令和元年和歌山県告示第422号（個人の事業税、自動車税及び不動産取得税に係る徴収金の収納の事務の委託）の一部を次のように改正し、令和元年10月1日から適用する。

令和元年9月30日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

本文中「自動車税」を「自動車税の種別割」に改める。

訓　　令

和歌山県訓令第19号

庁中一般

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年9月30日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和62年和歌山県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
別表第２（第３条関係）部長、局長及び課長個別専決事項 １　略	別表第２（第３条関係）部長、局長及び課長個別専決事項 １　略

2　総務部

課名	部長専決事項	局長専決事項	課長専決事項
略			
税務課	略	1　地方税法（昭和25年法律第２２６号）に関する次のこと。 ⑴～⑶　略 ⑷　利子割、配当割、株式等譲渡所得割、地方消費税、ゴルフ場利用税及び自動車税の環境性能割に係る市町村に対する交付金の交付決定（第71条の26、第71条の47、第71条の67、第72条の115、第103条、第177条の６） 2・3　略	1　地方税法に関する次のこと。 ⑴　略 ⑵　自動車税の種別割の証紙徴収に関すること。 ⑶　自動車税の環境性能割の賦課徴収に関すること。 2　略
略			

備考　略

3～9　略

2　総務部

課名	部長専決事項	局長専決事項	課長専決事項
略			
税務課	略	1　地方税法（昭和25年法律第２２６号）に関する次のこと。 ⑴～⑶　略 ⑷　利子割、配当割、株式等譲渡所得割、地方消費税、ゴルフ場利用税及び自動車取得税に係る市町村に対する交付金の交付決定（第71条の26、第71条の47、第71条の67、第72条の１１５、第103条、第143条） 2・3　略	1　地方税法に関する次のこと。 ⑴　略 ⑵　自動車税の証紙徴収に関すること。 ⑶　自動車取得税の賦課徴収に関すること。 2　略
略			

備考　略

3～9　略

附　則

（施行期日）

1　この訓令は、令和元年10月1日から施行する。

（自動車取得税に関する経過措置）

2　この訓令の施行の日（次項及び附則第4項において「施行日」という。）前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

3　この訓令による改正後の事務決裁規程（次項において「新規程」という。）の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。

4　新規程の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和元年度分の施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和2年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和元年度分までの同日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。

和歌山県訓令第20号

総　務　部

県税事務所

和歌山県税規程及び和歌山県税収入事務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年9月30日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

和歌山県税規程及び和歌山県税収入事務規程の一部を改正する訓令

（和歌山県税規程の一部改正）

第1条　和歌山県税規程（昭和29年和歌山県訓令第162号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（徴税吏員証票等の受払い等） 第３条　県税事務所の長は、和歌山県税規則（昭和25年和歌山県規則第56号。以下「規則」という。）第４条に規定する証票を交付し、又は返納を受ける場合は、徴税吏員証票等受払簿により当該証票の受払いをしなければならない。 ２　略	（徴税吏員証票等の受払い等） 第３条　県税事務所の長は、和歌山県税規則（昭和25年和歌山県規則第56号。以下「規則」という。）第４条に規定する証票を交付し、又は返納を受ける場合徴税吏員証票等受払簿により当該証票の受払いをしなければならない。 ２　略
（賦課台帳の整備） 第10条　県税事務所の長は、個人の県民税、狩猟税及び県固定資産税を除き、県税の賦課のため賦課台帳を備え常に整備しておかなければならない。ただし、法人の県民税、県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、事業税、不動産取得税、自動車税及び鉱区税にあっては、申告書、調査資料その他の関係書類をもって賦課台帳に代えることができる。	（賦課台帳の整備） 第10条　県税事務所の長は、個人の県民税、狩猟税及び県固定資産税を除き、県税の賦課のため賦課台帳を備え常に整備しておかなければならない。ただし、法人の県民税、県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、事業税、不動産取得税、自動車税、鉱区税及び自動車取得税にあっては、申告書、調査資料その他の関係書類をもって賦課台帳に代えることができる。
（納期限後に申告納入し、若しくは申告納付し、又は納付する県税に係る延滞金額の減免の基準） 第13条　法第64条第４項、第71条の13第２項、第71条の34第２項、第71条の54第２項、第72条の45第４項、第72条の53第２項、第73条の32第２項、第74条の22第３項、第89条第２項、第１４４条の46第２項、第１７０条第２項、第１７７条の18第３項、第１９６条第２項及び第７００条の63第２項の規定により、延滞金額を減免する場合は、次の基準によらなければならない。 ⑴・⑵　略	（納期限後に申告納入し、若しくは申告納付し、又は納付する県税に係る延滞金額の減免の基準） 第13条　法第64条第３項、第71条の13第２項、第71条の34第２項、第71条の54第２項、第72条の45第３項、第72条の53第２項、第73条の32第２項、第74条の22第３項、第89条第２項、第１３１条第２項、第１４４条の46第２項、第１６３条第３項、第１９６条第２項及び第７００条の63第２項の規定により、延滞金額を減免する場合は、次の基準によらなければならない。 ⑴・⑵　略
（法人の県民税、県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、法人の事業税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税及び自動車税の環境性能割に係る不足税額の延滞金額の減免の基準） 第14条　法第56条第５項、第71条の12第３項、第71条の33第３項、第71条の53第３項、第72条の44第５項、第74条の21第３項、第88条第３項、第１４４条の45第３項及び第１６９条第３項の規定により、延滞金額を減免する場合は、次の基準によらなければならない。 ⑴・⑵　略 ⑶　前２号に掲げる場合のほか、更正又は決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認めるとき　減免することが相当であると認める延滞金額	（法人の県民税、県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、法人の事業税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車取得税及び軽油引取税に係る不足税額の延滞金額の減免の基準） 第14条　法第56条第４項、第71条の12第３項、第71条の33第３項、第71条の53第３項、第72条の44第４項、第74条の21第３項、第88条第３項、第１３０条第３項及び第１４４条の45第３項の規定により、延滞金額を減免する場合は、次の基準によらなければならない。 ⑴・⑵　略
（徴収猶予に伴う手続） 第21条の２　県税事務所の長は、法第15条第１項、同条第２項、同条第４項、第72条の38の２第１項、同条第５項、同条第６項若しくは同条第７項において準用する同条第５項、条例第42条の25第１項、第42条の27の２第２項、第42条の27の３第２項若しくは第71条第２項又は法第144条の29の規定により徴収猶予をする場合及び	（徴収猶予に伴う手続） 第21条の２　県税事務所の長は、法第15条第１項、同条第２項、同条第４項、第72条の38の２第１項、同条第５項、同条第６項若しくは同条第７項において準用する同条第５項、条例第42条の25第１項、第42条の27の２第２項、第42条の27の３第２項若しくは第51条第２項又は法第144条の29の規定により徴収猶予をする場合及び

法第15条の３、第72条の38の２第８項若しくは同条第９項又は条例第42条の26、第42条の27の２第３項、第42条の27の３第４項若しくは第71条第５項の規定により徴収猶予を取り消す場合において、その状況を明確にするため徴収猶予整理簿を備え、これを整理しなければならない。	法第15条の３、第72条の38の２第８項若しくは同条第９項又は条例第42条の26、第42条の27の２第３項、第42条の27の３第４項若しくは第107条第５項の規定により徴収猶予を取り消す場合において、その状況を明確にするため徴収猶予整理簿を備え、これを整理しなければならない。

（和歌山県税収入事務規程の一部改正）

第2条　和歌山県税収入事務規程（昭和39年和歌山県訓令第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（調定の変更等） 第８条　県税収入の調定をした後において、当該調定をした金額（以下「調定済額」という。）につき、法令の規定又は調定漏れその他の誤り等特別の事由により変更しなければならないときは、直ちにその変更の事由に基づく増加額又は減少額に相当する金額について調定をしなければならない。 ２　略 ３　納税者等が、誤って納付義務のない歳入金（自動車税の証紙売りさばき代金を含む。以下同じ。）を納付し、又は調定済額を超えた金額の歳入金を納付した場合においては、その納付した金額について調定外誤納として調定をしなければならない。ただし、当該納付した金額を当該年度内において直ちに還付する場合においては、これを省略することができる。 ４　前３項の規定による調定は、第３条から前条までの規定による手続によりこれをしなければならない。	（調定の変更等） 第８条　県税収入の調定をした後において、当該調定をした金額（以下「調定済額」という。）につき、法令の規定又は調定もれその他の誤り等特別の事由により変更しなければならないときは、直ちにその変更の事由に基づく増加額又は減少額に相当する金額について調定をしなければならない。 ２　略 ３　納税者等が、誤って納付義務のない歳入金（自動車税及び自動車取得税の証紙売りさばき代金を含む。以下同じ。）を納付し、又は調定済額を超えた金額の歳入金を納付した場合においては、その納付した金額について調定外誤納として調定をしなければならない。ただし、当該納付した金額を当該年度内において直ちに還付する場合においては、これを省略することができる。 ４　前３項の規定による調定は、第３条から前条までの規定による手続によってこれをしなければならない。
（証紙の消印） 第８条の２　納税者が和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号。以下「条例」という。）第68条第２項及び第73条の８第４項の規定に基づいて自動車税を証紙をもって納付した場合の証紙の消印は、総務部総務管理局税務課長の指定する職員が証紙を貼った紙面と証紙の彩紋とにかけて証印（別記第２号の２様式）をもってしなければならない。	（証紙の消印） 第８条の２　納税者が和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号。以下「条例」という。）第49条第２項及び第63条の２第４項の規定に基づいて自動車取得税及び自動車税を証紙をもって納付した場合の証紙の消印は、総務部総務管理局税務課長の指定する職員が証紙を貼った紙面と証紙の彩紋とにかけて証印（別記第２号の２様式）をもってしなければならない。
（証紙徴収実績簿の備付け） 第８条の３　総務部総務管理局税務課には、証紙徴収実績簿（別記第２号の３様式）を備え、前条に規定する証紙の消印並びに条例第68条第２項及び第73条の８第４項に規定する証紙代金収納計器の表示の状況を整理しておかなければならない。	（証紙徴収実績簿の備付け） 第８条の３　総務部総務管理局税務課には、証紙徴収実績簿（別記第２号の３様式）を備え、前条に規定する証紙の消印並びに条例第63条の２第４項及び第105条第３項に規定する証紙代金収納計器の表示の状況を整理しておかなければならない。
（納税通知書等又は納付（入）書によらない収納） 第24条　出納員及び収納員は、第22条の規定による場合を除くほか、納税者等から納税通知書等又は納付（入）書を添え、若しくは添えないで歳入金の納付を受けたときは、これを収納し、領収証書（別記第８号様式）を納税者等に交付しなければならない。ただし、自動車税の証紙売りさばき代金については、領収証書の交付を要しない。 ２　略	（納税通知書等又は納付（入）書によらない収納） 第24条　出納員及び収納員は、第22条の規定による場合を除くほか、納税者等から納税通知書等又は納付（入）書を添え、若しくは添えないで歳入金の納付を受けたときは、これを収納し、領収証書（別記第８号様式）を納税者等に交付しなければならない。ただし、自動車税及び自動車取得税の証紙売りさばき代金については、領収証書の交付を要しない。 ２　略

（納税の告知の登記） 第47条　歳入徴収者は、第３条の規定により調定をしたとき、及び地方税法の規定により納税の告知をしたときは、自動車税の環境性能割及び狩猟税の証紙徴収分を除き、直ちに、個人県民税にあっては市町村ごと、狩猟税の証紙徴収分以外のものにあっては代表納税者ごと並びにその他の税目にあっては納税者等ごとの納付すべき金額、納期限その他必要な事項を歳入徴収票（別記第21号様式）及び滞納整理票（別記第21号の２様式）に登記しなければならない。ただし、歳入徴収者が事務上支障がないと判断した場合には、滞納整理票への登記を省略することができる。 別記第２号の３様式（第８条の３関係） 証　紙　徴　収　実　績　簿 略 備考　この様式は、自動車税の環境性能割、自動車税の種別割の別に作成すること。 別記第３号様式（第９条関係） （その１）　略 （その２） 略 備考　この様式は、指定金融機関等に備え付け、自動車税の種別割以外を納付（入）する場合に納税者に交付するときに使用するものとする。	（納税の告知の登記） 第47条　歳入徴収者は、第３条の規定により調定をしたとき、及び地方税法の規定により納税の告知をしたときは、自動車取得税及び狩猟税の証紙徴収分を除き、直ちに、個人県民税にあっては市町村ごと、狩猟税の証紙徴収分以外のものにあっては代表納税者ごと並びにその他の税目にあっては納税者等ごとの納付すべき金額、納期限その他必要な事項を歳入徴収票（別記第21号様式）及び滞納整理票（別記第21号の２様式）に登記しなければならない。ただし、歳入徴収者が事務上支障がないと判断した場合には、滞納整理票への登記を省略することができる。 別記第２号の３様式（第８条の３関係） 証　紙　徴　収　実　績　簿 税 略 備考　この様式は、自動車税、自動車取得税の別に作成すること。 別記第３号様式（第９条関係） （その１）　略 （その２） 略 備考　この様式は、指定金融機関等に備え付け、自動車税以外を納付（入）する場合に納税者に交付するときに使用するものとする。

別記第17号様式及び別記第18号の2様式中「平成」を削る。

別記第21号様式（その2（4））中「、特別地方消費税」を削り、同様式（その5（2））及び（その6）中「自動車税」を「自動車税の種別割」に改める。

別記第21号の2様式（その6）表面中「平成」を削り、「自動車税」を「自動車税（種別割）」に改め、同様式（その6）裏面中「自動車税」を「自動車税の種別割」に改め、同様式（その7）中「鉱区税、県固定資産税、自動車取得税の更正決定分」を「自動車税の環境性能割の更正決定分、鉱区税、県固定資産税」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和元年10月1日から施行する。

（自動車取得税に関する経過措置）

2　この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

3　第1条の規定による改正後の和歌山県税規程（附則第5項において「新県税規程」という。）の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。

4　第2条の規定による改正後の和歌山県税収入事務規程（附則第6項において「新県税収入事務規程」という。）の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。

5　新県税規程の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和元年度分の施行日以後に納税義務が発生

した者に課する自動車税の種別割及び令和2年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和元年度分までの同日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。

6　新県税収入事務規程の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和元年度分の施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和2年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和元年度分までの同日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。

会計管理者訓令

和歌山県会計管理者訓令第1号

庁中一般
各　か　い

和歌山県つり銭用資金取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年9月30日

和歌山県会計管理者　飯　島　孝　志

和歌山県つり銭用資金取扱規程の一部を改正する訓令

和歌山県つり銭用資金取扱規程（平成17年和歌山県出納長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>別表（第２条関係）
<table>
<tr><th>保管させる出納員名</th><th>目的</th><th>交付限度額</th></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr>
<tr><td>総務部総務管理局税務課の出納員</td><td>総務部総務管理局税務課の現金の収納に際し必要なつり銭に充てるため。</td><td>200,000円</td></tr>
<tr><td colspan="3">略</td></tr>
</table></td><td>別表（第２条関係）
<table>
<tr><th>保管させる出納員名</th><th>目的</th><th>交付限度額</th></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr>
<tr><td>総務部総務管理局税務課の出納員</td><td>総務部総務管理局税務課の現金の収納に際し必要なつり銭に充てるため。</td><td>230,000円</td></tr>
<tr><td colspan="3">略</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

附　則

この訓令は、令和元年10月1日から施行する。